

特例年金・特例一時金支給業務にかかる事務処理誤りについて

特例年金・特例一時金支給業務につきまして、次のとおり事務処理誤りが発生しましたので、公表いたします。

〔事務処理誤りの内容〕

NO	年 月 日	概 要	対象者への影響	件数 (人)
1	令和 2 年 1 月 10 日	① 平成 29 年 5 月、住所調査において、誤って別人の住所を登録した。 ② 令和元年 8 月に年金請求書を当該別人に送付し、請求がなされたが、一方で令和 2 年 1 月、日本年金機構の加入経歴と不一致であることが判明し、誤りが覚知された。	—	1
2	令和 2 年 2 月 18 日	① 平成 28 年 10 月、日本年金機構と当共済組合の加入記録の検証作業において、一部の標準報酬月額を誤って補正した。 ② 令和 2 年 1 月、日本年金機構から、不一致の指摘があり、調査の結果、標準報酬月額の登録に誤りがあった。	過払い 未払い	288

年金、一時金支給額に影響が生じた方に対しましては、精算額の確定次第、個別に連絡を行い、精算を行ってまいります。

〈問い合わせ先〉 農林年金管理徴収課 03-3219-3124 (平日 9 時～17 時)